

長野市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年6月23日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 重点項目</b></p> <p>(1) 収納料金の払込みを適正に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>ア コピー使用料について、複数月分をまとめ指定金融機関等へ払込みを行っていた。 長野市会計事務の手引では、コピー使用料については、1 か月ごとに調定し指定金融機関等へ払い込むこととしている。 手引に基づき、適正な収納事務をされた。 (浅川支所)</p> <p>イ 施設使用料、診療所診療収入及び納付指導員が収納した国民健康保険料について、複数日分をまとめ指定金融機関等へ払込みを行っていた。また、診療収入の未収分を後日収納したが、指定金融機関等への払込みがなされていないものがあった。 長野市財務規則では、収納した現金は、速やかに指定金融機関等へ払い込むこととしている。規則に基づき、適正な収納事務をされたい。 また、茶臼山公園内移動用施設使用料については、適正な事務執行のため、収納金の取扱いについてのマニュアルやフローの作成を検討されたい。 (信更診療所・大岡歯科診療所・国民健康保険課・公園緑地課)</p>	<p>コピー使用料について、複数月分をまとめ指定金融機関等へ払込みを行っていたことについては、収納料金の払込みについての職員の認識不足により生じていたことから、指摘以降は長野市会計事務の手引きに従い 1 か月ごとに調定し指定金融機関等へ払込みを行うことを職員に徹底し、10 月分から改善を図った。 (浅川支所)</p> <p>診療所診療収入は、1 日分が小額の場合があること、また金融機関が遠方にあることから、複数日分をまとめて金融機関に払込むことがあったが、財務規則に基づき、診療終了後速やかに払込むこととし、複数職員で確認し合うことで、収納事務を改善した。 (信更診療所・大岡歯科診療所)</p> <p>収納料金の払込みを適正に行うべきものについては、平成 25 年 12 月 9 日の納付指導員事務連絡会において、指摘された事例を説明し、長野市財務規則を再確認した。また、職員についても、複数日分の払込みがないか必ずチェックすることを改めて確認した。 平成 26 年 4 月 7 日においても、適正な処理を行うよう改めて指導した。 (国民健康保険課)</p> <p>施設使用料を複数日分まとめて指定金融機関へ払込みを行っていたことについて、職員に対して規則の周知を行うとともに、監督体制を強化し、入金を確認する体制を整えた。 また、適正な事務執行のための作業マニュアルを平成 26 年度中に作成し、職員への周知を図る。 (公園緑地課)</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 調定事務を適時に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>ア 自動販売機設置に伴う市有財産賃借料について、契約書で定めている支払日を過ぎてから調定し納付書を発行していた。 契約書に基づき、適正な調定事務をされたい。 (鬼無里支所)</p> <p>(3) 確認検査を適正に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>ア 長野市契約規則第 49 条では、検査職員は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき検査を行うものとしているが、検査が終了した後に業務が行われていたもの、成果品の一部が提出されていたものがあつた。 契約書、仕様書等に基づき、適正な検査を行われたい。 (市民課・公園緑地課)</p>	<p>調定事務を適時に行うべきものについては、適時に調定事務を行うことを失念したことが原因であつたため、年度のなかで予め調定事務を行うことがわかっているものについては、スケジュールカレンダーに記録しておくことで失念することを防ぐとともに、契約後に調定事務が行えるものについては、契約締結後、直ちに調定事務を行うよう改善を図つた。 (鬼無里支所)</p> <p>指摘事項については、委託仕様書の確認不足によることが原因であつたため、所属職員に検査時には委託仕様書に基づく適正な検査を行うよう、徹底することで改善を図つた。 (市民課)</p> <p>仕様書等の関係書類を見直し、平成 26 年度の業務等について、適正な検査を実施するよう改善を図つた。 (公園緑地課)</p>
<p><b>2 収入事務</b></p> <p>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの (報告書 4 ページ～5 ページ)</p> <p>イ 普通財産の貸付料は、財務規則第 151 条第 1 項の規定に基づき、市長が別に定める算定基準を除いては、個別の決定が必要である。鍋屋田駐車場の看板掲示場については算定基準が定められていないため、個別の決定が必要であるが、地下埋設物の算定基準により貸付料を徴収していた。 条例等に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。 (市街地整備課)</p>	<p>鍋屋田駐車場の看板掲示場貸付料の算定基準について、長野市道路占用料徴収条例の単価の採用を前提としていたことが原因であつた。今後は、長野市市有財産条例に基づき、工作物（広告等）の項目を適用し、「市長が別に定める額」を算定し、貸付料の決定する手順を周知することで事務処理の改善を図つた。 (市街地整備課)</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>オ 豊野町蟹沢農産物加工所の使用料については、長野市農業振興施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定により、前納しなければならないとされているが、後納しているものがあった。 条例に基づき、適正な収入事務をされたい。 (農業政策課)</p> <p>(2) 領収書の取扱いを適切にすべきもの (報告書 5 ページ) 国民健康保険料納付指導員が取り扱う領収書及び仮領収書について、書き損じたものが控えごと破棄されているもの、書き損じと分かる旨の記載がないものがあった。 不正防止の観点から、書き損じ分については無効である旨を記し、適切な取扱いをされたい。 (国民健康保険課)</p> <p>(3) 滞納整理事務を適正に行うべきもの (報告書 5～6 ページ) 従前居住者用住宅の家賃について、納期限までに納入されなかった場合は、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第 3 条の規定により、納期限後 20 日以内に督促しなければならないとされているが、納期限後約 40 日を経過してから督促していたものがあった。 条例に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。 (駅周辺整備局)</p> <p>(4) 条例の整備を行うべきもの (報告書 6 ページ) 斎場使用料について条例を確認したところ、人体の一部を火葬する際の使用料の規定がなかった。また、減免に関する内規には減免対象者についての規定はあるが、減免率についての規定はなかった。 条例等を整備し、適切に処理されたい。 (市民課)</p>	<p>徴収事務を適正に行うべきものについては、豊野町蟹沢農産物加工所の使用許可申請を受け付けた際に、納付書をその場で発行している。納付書に納期限を明示して、後納となることがないように改善を図った。 (農業政策課)</p> <p>領収書の取扱いを適正にすべきものについては、平成 25 年 12 月 9 日の納付指導員事務連絡会において、この事実があったことを説明し、取扱いを徹底した。また、職員においても、チェック体制を強化した。 (国民健康保険課)</p> <p>督促の遅延については、家賃の納入確認の遅れにより督促行為も期限内に実施できなかったものである。担当における納入状況の把握とこれに続く督促・催告等滞納整理事務の適時適切な実施とともに、別の職員による入居者別債権管理書類の確認により収入事務の進捗を管理することとし改善を図った。 (駅周辺整備局)</p> <p>人体の一部を火葬する際の使用料については、平成 25 年 12 月に条例を改正し使用料を規定した。また、減免に関する内規を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとした。 (市民課)</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>（5）使用料の還付を適正に行うべきもの （報告書 6 ページ） 茶臼山公園内移動用施設の使用料については、長野市都市公園条例第10条第3項で、「既に納付された使用料は還付しない。ただし市長が特別な場合があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。」としている。還付についての運用基準はなく、現場の判断で随時還付を行っていた。 条例に基づき、適正な事務処理をされたい。 （公園緑地課）</p> <p>（7）適切な科目で歳入すべきもの （報告書 6 ページ） 市有財産の貸付に伴う歳入については、（款）財産収入で徴収すべきところ、（款）諸収入としていた。 （医療事業課・都市計画課）</p> <p><b>3 支出事務</b></p> <p>（1）時間外勤務手当の事務を適正に行うべきもの （報告書 7 ページ） イ 週休日に半日勤務し、振替日に勤務した際の時間外手当振替分について、3.5 時間（午後 1 時 45 分～5 時 15 分）とすべきところ、4.25 時間（午後 1 時～5 時 15 分）で算定したため過払いとなっていた。 適正な事務処理を徹底されたい。 （駅周辺整備局）</p>	<p>使用料の還付について、平成 26 年 4 月 1 日付けで具体的な運用基準を設け実施している。 （公園緑地課）</p> <p>「医師住宅貸付料」及び「中条歯科診療所貸付料」を（款）諸収入としていた。監査による指摘後直近の、平成 27 年度当初予算編成において、これらを（款）財産収入に計上し、財産収入で徴収することとする。 （医療事業課）</p> <p>平成 25 年度に、三輪幹線道路予定地を隣接者へ賃貸借した際に新たに生じたもので、職員の認識不足から、拡幅までの暫定処置のため諸収入としてしまったもの。平成 26 年度からは財産収入として処理している。 （都市計画課）</p> <p>時間外勤務手当の過払いについては、申請者本人が振替時間を誤ったことが原因であったため、時間外勤務手当の申請にあたっては、申請者自身が十分注意を払い、システムへ入力するよう徹底した。また、今年度から決裁者に担当補佐を加え、特に勤務後の実績申請の際には、申請者から決裁者に説明を行うなど、十分な確認が取れてから決裁することで改善を図った。 過払い分は監査指摘の翌月給与から、天引き済み。 （駅周辺整備局）</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 旅費の支出事務を適切に行うべきもの (報告書 7 ページ)</p> <p>ア 長野市から秋田市への出張旅費について、「JR 利用で片道 601km 以上の往復同一経路の場合」であったため、往復割引運賃で算定したが、計算方法の錯誤により過支給となっていた。 (市街地整備課)</p> <p>(3) 前渡金の精算手続きを適正に行うべきもの (報告書 7 ページ～8 ページ)</p> <p>資金前渡の精算は、財務規則第 62 条により、支払が完了した日から 5 日以内に行うこととされているが、まちづくりアドバイザー謝礼金については、完了した日から 5 日以内に精算されていなかった。 規則に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。 (駅周辺整備局)</p> <p>(6) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの (報告書 8 ページ)</p> <p>各所属で使用する郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。 切手等は金券であるので、適切に管理されたい。 (医療事業課・信更診療所)</p> <p><b>4 契約事務</b></p> <p>(1) 契約締結事務を適正に行うもの (報告書 8 ページ～9 ページ)</p> <p>ア 軽貨物自動車の再リースにおける随意契約で、見積書を徴収していなかったものがあった。 契約規則に基づき、適正な事務執行に努められたい。 (産業政策課)</p>	<p>旅費の支出事務について、往復割引運賃（乗車券の料金×0.9）の計算の際に、10 円未満の端数を切り捨てるところ、切り上げて算定してしまったことが原因であったことから、過支給分 20 円を戻入し、会計課職員を講師に招き、会計実務の適正な事務処理について再確認することで改善を図った。 (市街地整備課)</p> <p>前渡金の精算遅延については、支出完了後に行う精算の期限に係る認識が不十分であったことが原因であるため、速やかな精算事務の執行を徹底するとともに、別の職員が財務会計システムにより前渡金の支出とその精算状況について定期的な確認を行うこととし、適正な事務処理となるように改善を図った。 (駅周辺整備局)</p> <p>切手が金券の一種であることを改めて認識し、保管枚数と受払簿の記録に齟齬が生じないように、複数の職員が随時確認することで改善を図った。 (医療事業課・信更診療所)</p> <p>軽貨物自動車の再リースにおける随意契約で、契約規則の認識不足により見積りを徴収しなかった。平成 26 年度については、事前に見積書を徴収しており適正な事務執行により改善を図った。 (産業政策課)</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>イ 圧縮酸素容器耐圧検査を依頼する事業者の選定に当たり、随意契約理由を明記していなかった。 随意契約をする場合は、地方自治法施行令等に基づき、随意契約理由を明確にし、適切な契約事務を行われたい。 （医療事業課）</p> <p>ウ 設計変更により契約を変更したときの変更契約金額は、契約規則第 44 条により、当初契約時の請負率を変更後の見積額に乘じることとされているが、見積額と同額で契約していた。 規則に基づき、適正な事務を徹底されたい。 （企画課）</p> <p>（2）契約書に規定の額の印紙を貼付すべきもの （報告書 9 ページ） 契約書に印紙が貼付されていない事例があった。 契約書を受領する際は、印紙税法に基づく貼付の有無、金額等を確認し、適切に処理されたい。 （男女共同参画推進課・森林整備課）</p>	<p>検査を依頼する事業者の選定にあたっての必要書類において、地方自治法施行令 167 条の 2 や市契約規則 31 条に基づき、随意契約理由を具体的かつ明確に記載するよう、職員間で確認し合い、改善を図った。 （医療事業課）</p> <p>設計変更により契約を変更したときの変更契約金額を見積額と同額で契約したことについては、職員の認識不足が原因であった。再発防止のため、所属内に規則等を周知することで改善を図った。 （企画課）</p> <p>印紙の貼付については、印紙税法等を確認し、契約書に規定額の印紙を貼付した。 また印紙税法に基づく貼付の有無、金額等を確認し、適切に処理することを課内に徹底して改善を図った。 （男女共同参画推進課）</p> <p>賃貸借契約における契約金額が 1 万円未満のため非課税であると判断をしたことが原因であり、指摘を受け直ちに印紙税法等を確認し、未貼付の契約書に印紙の貼付を行った。 印紙の貼付においては印紙税法等による貼付の有無、金額等を確認して処理を行うことを徹底することで改善を図った。 （森林整備課）</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p><b>5 財産管理事務</b></p> <p>(1) 行政財産使用許可事務を適正に行うべきもの（報告書 9 ページ）            地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による、庁舎等の行政財産使用許可について、使用許可面積に共用部分の面積を含めていないものがあった。            使用許可について適正に行われたい。            （鬼無里支所）</p> <p>(2) 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの（報告書 9 ページ）            ア 農民館の施設管理は、管理委託契約に基づき委託事業者が行い、農民館の使用者数について、担当課は報告を受けているが、市長の許可を受けないまま使用させていた。農民館の使用に当たっては、農業振興施設の設置及び管理に関する条例第 8 条に基づき、市長の許可を受けなければならぬとされている。            条例に基づき、使用許可事務を適正に行われたい。            （農業政策課）</p> <p><b>6 その他の事務</b></p> <p><b>各種団体の出納事務を適正に行うべきもの</b>（報告書 10 ページ）</p> <p>ウ 支払証明書等の支出証拠書類が添付されていない支出が散見された。また、旅費の支出においては、旅行者の受領印がない事例があった。            適正な事務処理を徹底されたい。            （消防局総務課・予防課）</p>	<p>行政財産の使用料については、今までも共有部分も含めて適正に徴収していたが、許可書については、前年度まで行なっていた事務を踏襲したことが原因で共有部分を面積に含めずに行なっていた。平成 26 年 4 月 1 日付けで使用許可を行なったものについては、改めて内容を見直し、前年度の事務内容を踏襲することなく、許可内容の適正化を図った。            （鬼無里支所）</p> <p>施設の使用許可については、管理委託者と調整が済み次第、適正な許可事務を行う。            （農業政策課）</p> <p>支払証明書等の支出証拠書類が添付されていない支出については、長野県消防長会の会計事務における取扱いの見直しを行い、長野市会計事務に準じて、長野県消防長会の事務局においても同様の支払証明書を作成し、貼付することで支出証拠の改善を図った。            また、旅費の支出においての旅行者の受領印がない事例については、確認不足によるもので、受領印の確認の徹底を図った。            （消防局総務課）</p>



措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>オ 職員による立替払が散見された。 また、団体の財務規程により、毎月預貯金の残高証明書と帳簿の照合を行わなければならないとされているが、行われていなかった。 適正な事務処理を徹底されたい。 （公園緑地課）</p> <p>（意見）</p> <p><b>第 5 意見</b></p> <p>（1）適正な現金の取り扱いについて（重点項目） （報告書 11 ページ） 実地監査において、現金の収納から金融機関への入金までの事務処理について確認したところ、受領から入金までを 1 人で行っている所属があった。 規則や手引きに基づき、収納金の取扱いを適正に行うとともに、職員の意識を高め、不正を行わない体制づくりに努められたい。</p> <p>（4）各種団体に対する補助金等の適正な執行について（重点項目） （報告書 11 ページ） 補助金等の執行について、補助団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額に対し繰越金の高い団体があった。 補助金等の必要性の検討や交付金額の見直し等を行い、補助金等の精査に努められたい。 なお、長野市善光寺表参道ガイド協会補助金については、市から補助金額の約 7 割が繰り越されていた。設立初年度であり、計画していた事業を実施できなかったことによるものであるが、補助金額の決定の合理性を欠くことがないよう留意されたい。</p>	<p>（続き）</p> <p>支出証拠書類については支出伝票に預金通帳写しを添付すること、また旅費の資金前渡においては、支払い証明書を支出伝票に添付することを徹底し、改善を図った。 （消防局予防課）</p> <p>請求書により支払うことが可能である相手方との取引とするよう努める。また、特別な場合を除いては立替払を行わないよう周知した。 財務規程に基づく残高証明書と帳簿の照合については、適正な事務処理を徹底した。 （公園緑地課）</p> <p>金融機関へ現金を入金する際、金額の確認をする職員と金融機関へ入金する職員が同一人で行っていたため、複数の職員で確認することを徹底し、改善を図った。 （川中島支所）</p> <p>当該繰越金の累積は、定期的に更新するパンフレットの作成費用に充てるほか、不測の支出に備えて積み立てていたことが原因であったため、特定目的に係る積み立てについては、区分経理を行うなど、当該団体に対して改善を求めた。 （財政課）</p> <p>長野市善光寺表参道ガイド協会事業に対する補助金については、設立初年度ということもあり、ガイドの募集方法等の検討に不測の時間を要し、事務執行に遅れが生じたため、繰越が発生したものである。</p>

## 措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(5) 緊急処理業務の運用について (報告書 12 ページ)</p> <p>緊急処理業務委託は、災害時や即時に現状復旧をしなければならない緊急的な処理が必要と判断された業務について、あらかじめ契約した単価により実施するもので、単価契約の内容は、倒木や落石、崩落土砂処理等に使用する機械借上料や普通作業員の日当に相当するものである。</p> <p>しかし、道路維持補修や河川の浚渫等で、緊急の妥当性に疑問があるもの、単価契約に含まれない処分費や特殊重機の使用を含んでいるものが散見された。</p> <p>当該単価を使用した随意契約による緊急処理業務の運用については、その基準等を明らかにし、安易な随意契約と取られることがないように留意されたい。</p> <p>(6) タクシー使用の適正性について (報告書 12 ページ)</p> <p>タクシーの使用については、管財課が定めた基準では、「懇親会等に複数で出席する場合はそのうち 1 人が運転すること」として使用を認めていないが、5 人で出席した会議の帰路に、タクシーを 2 台使用している事例があった。</p> <p>所属内で定めた使用要領に基づく使用であるとしていたが、複数で出席した場合の全庁的基準には適合していない。</p> <p>適正なタクシー使用を徹底されたい。</p>	<p>(続き)</p> <p>平成 25 年度以降の補助額の決定に際しては、事業内容等の実態を把握した上で、精査し執行状況に応じた補助となるよう交付手続きの徹底を図った。</p> <p>(観光振興課)</p> <p>今回の指摘事項を課内会議で周知し、起工時の審査体制を強化し改善を図った。</p> <p>(農業土木課)</p> <p>タクシー使用の適正性について、当課で定めたタクシー使用要領の基準が、管財課の使用基準と一部整合が図れていなかったことが原因であった。適正使用を期すため、当該使用要領を一部改正（平成 26 年 4 月 1 日付け）し、管財課の使用基準に適合させることで改善を図った。</p> <p>(市街地整備課)</p>